

ID: 1633

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	商店街整備計画の認定
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法 第4条第1項
法令番号	昭和48年法律第101号
<p>【基準】</p> <p>法第4条第1項及び政令第2条の規定による。 (高度化事業計画の認定等)</p> <p>第4条 商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第9条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。)は、主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>(商店街整備計画の認定の基準)</p> <p>第2条 法第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>(2) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の3分の2以上が中小小売商業者又は中小サービス業者(サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、法第2条第1項第2号の2又は第3号から第5号までのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。</p> <p>(3) 法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(4) 法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(5) 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあつては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が3分の2以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の2分の1以上(経済産業省令で定める場合にあつては、当該組合員又は所属員のうち経済産業省令で定める数以上の者)が当該事業に参加すること。</p>	
標準処理期間	30日
備考	<p>(都道府県又は市が処理する事務)</p> <p>第11条 <u>法第4条第1項から第3項まで及び第6項、法第13条第1項並びに第9条第1項及び第2項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務並びに法第4条第8項(第9条第3項において準用する場合を含む。)</u>に規定する経済産業大臣の権限に属する事務又は所管大臣の権限に属する事務は、当該高度化事業計画に係る施設又は設備の所在地を管轄する都道府県知事(当該高度化事業計画に係る全ての施設又は設備の所在地が一の市の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する市長。以下この条において同じ。)が行うこととする。この</p>

場合においては、法中前段に規定する事務に係る経済産業大臣又は所管大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 7 月 29 日
--------------	-----------------	----------------	-----------------